令和８年１０月１日

お取引先 各位

飲食料品の消費税率引下げに関するお知らせ

平素より本学の業務運営に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和８年９月１５日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定され、令和９年４月１日から２年間、飲食料品の消費税率を１％とすることが盛り込まれました。
飲食料品を製造、流通又は販売する事業者の皆様やこれらに関連するシステムの開発・提供等を行う事業者の皆様におかれましては、制度開始に向けた準備を円滑に進めていただくため、国税庁が公表している各種資料を御確認ください。

１．国税庁ホームページにおける各種資料の掲載

国税庁では、特設サイトを開設し、制度概要や実務上の取扱いに関する資料を掲載しています。※この内容は、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

（国税庁ホームページ）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/zeiritsuhikisage.htm

（掲載資料等）
・飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて（リーフレット・２頁）
・飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて（パンフレット・８頁）
・飲食料品に係る２年間の消費税率引下げに関するＱ＆Ａ
・飲食料品に係る２年間の消費税率引下げについて（説明動画・３分）

２．一般的なご相談に係る相談窓口

飲食料品の消費税率引下げに関する一般的なご相談については、「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター（消費税軽減税率・インボイスコールセンター）で対応しています。

（連絡先）
【専用ダイヤル】0120-205-553
【受付時間】　　9:00～17:00　土日祝除く

（関連リンク）
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/04-1.htm

＜本件に関するお問い合わせ先＞
九州大学財務部調達課企画係
TEL：092-802-2360・2362・6157
E-mail: zaksoukatu@jimu.kyushu-u.ac.jp